

令和 2 年 5 月 1 5 日
改訂：令和 2 年 6 月 3 0 日
改訂：令和 5 年 3 月 2 8 日
自動車安全運転センター

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における新型コロナウイルス感染症の防止対策

1 対策方針

この方針は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、自動車安全運転センター安全運転中央研修所（以下「研修所」という。）において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものである。

研修所では、創意工夫をしながら、この対策を実践することとする。

2 リスクに応じた対応

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染・エアロゾル感染のそれぞれについて、職員（委託業者の職員を含む、以下同様。）の理解を徹底する。また、職員同士及び研修生等との直接接触または間接触等を考慮し、リスクに応じた対策を講じる。

- (1) 接触感染対策として、他者と共有する物品やドアノブなど、高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、電気スイッチ、電話、マウス、キーボード、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機、車両のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）には特に注意する。
- (2) 飛沫感染・エアロゾル感染対策としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどに注意する。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点を次のとおりとする。

- (1) 対人距離の確保（人と人が触れ合わない間隔）
- (2) 感染防止のための入所者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）

- (3) 入口及び研修所内の手指の消毒設備の設置
 - (4) 実技研修時及び検討会など研修生同士が継続して会話をを行う研修時におけるマスク（可能な限り不織布。以下同じ。）の正しい着用の推奨（職員及び入所者に対する周知、呼びかけ）
それ以外の場面におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とする。
 - (5) 施設の機械換気による常時換気や窓開け換気、車両内のエアコンによる外気導入及び窓開け換気など、効果的な換気の徹底
 - (6) 施設及び車両の消毒
 - (7) 手洗い、咳エチケットの徹底
- なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいう。

4 研修生の入所時の対応

研修生の入所に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、この対策に基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、3の(4)の場合におけるマスクの着用、手洗い等への協力を求める。

5 症状のある人の入所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられるが、研修所における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の入所を制限することであることから、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、入所しないようにホームページ、掲示（入口や施設内）、チラシ等で求める。また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者と同一世帯内で濃厚接触者と特定された人などについても、同様に対応する。

6 入所時の対応

- (1) 入所者には、入口付近に設置したアルコール手指消毒液で手指を消毒してもらうこと及び手洗いを励行してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、研修生等の適切な動線を設定する。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入所を制限するために、受付において、体温測定（検温）や体調の申告を求めるとともに、陽性者との濃厚接触等感染が疑われる事項についても申告を求める。
- (3) 実技研修時及び検討会など研修生同士が継続して会話をを行う研修時はマスクの正しい着用をしてもらうよう、職員や入所者に対して協力を呼びかけるほか、マスクを希望する人には販売することとする。

7 共有スペースでの対応

- (1) 施設内の各所にアルコール手指消毒液を設置し、研修生等がいつでも手指の消毒を行えるような環境を整える。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を適宜消毒する。また、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。
- (3) ロビーや待合室は、機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (4) ロビーや待合室において、研修生等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるとともに、視聴覚教材の効果音等を最小限のものとし、職員が研修生等同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- (5) 窓を開けて換気することができない屋内の喫煙専用室は閉鎖し、屋外に開放型の喫煙スペースを確保する。
喫煙室は、一定の時間に多くの者が利用することが想定されることから、一度に入室できる定員を表示し、職員及び研修生等に注意喚起する。
- (6) 更衣室は、室内での会話の禁止を促す。

8 トイレ・洗面室

トイレ・洗面室については、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意する。

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する箇所（フラッシュ用のレバーなど）は、アルコールによる清拭消毒を行う。
- (2) ハンドドライヤーは利用できるが、共通のタオルは禁止する。
- (3) 歯磨きをするときは、複数人が同時にしないこと、換気を徹底することなどを周知する。
- (4) 感染防止のためのうがいは、飛沫を飛散させるので、行わないように指導する。

9 食堂・喫茶室、休憩スペース

大人数や長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まること、また、休憩時間に入ったときなど居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることを踏まえ、入所者が利用する食堂・喫茶室や、職員の休憩スペースについては、次のことに留意する。

- (1) 人の密集や飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、一度に利用す

る人数を減らしたり、利用時間をずらすなどの工夫をして、人と人が触れ合わない間隔を空けて座席に 座ることができるようにする。また、食事中の会話は控えるよう周知する。

- (2) 機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- (4) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的な消毒を徹底する。
- (5) 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを徹底させるほか、研修生等に対してもチラシの掲示や入所時の案内等により周知を図る。
- (6) 飲食の提供については、接触感染を積極的に防止する観点から、研修所の委託業者の職員が料理等を取り分ける方法により行う。

10 ゴミの廃棄

- (1) ゴミを回収する際は、ビニール袋に入れて密閉する。
- (2) ゴミの廃棄後は、必ず石鹸と流水で30秒間ほど手を洗う。

11 実技研修時の対応

実技研修では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じるため、次のことに留意して、感染のリスクを下げるように徹底する。

- (1) 飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、教官及び研修生に対してマスクの着用を推奨する。
- (2) 研修中は、エアコンによる外気導入及び複数の窓を同時に開けることなどにより換気を徹底するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (3) 研修開始前に、車両のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど、頻繁に研修生が触れる箇所を中心に消毒するとともに、研修生自身がいつでも消毒できるよう車両内にアルコール手指消毒液を配置する。

12 理論研修時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、研修生が、人と人が触れ合わない間隔を空けて座ることができるように座席を配置する。
- (2) 研修中は、機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気を徹底するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (3) テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を消毒するとともに、研修生自身がいつでも消毒できるよう教室内にアルコール手指消毒液を配置する。

13 資格審査(実技)時の対応

- (1) 審査の説明の際も、理論研修時と同様、密にならないように座席を配置する。
- (2) 審査中も、実技研修時と同様の対応を行う。

14 資格審査(学科)時の対応

理論研修時と同様の対応を行うほか、解答記入用の鉛筆の貸出を行った場合には、回収後にアルコールで消毒する。

15 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定等の教室は、密にならないように座席や器材の配置を行う。
- (2) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜消毒する。

16 職員の感染防止措置及び検査の更なる活用・徹底

- (1) 出勤前に検温するなど健康のチェックを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、自宅で静養させる。
- (2) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成する。
- (3) 出勤後に体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱などの体調不良を訴えた場合は、その職員に対し、抗原定性検査キットを活用して検査を実施する。
- (4) 抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合は、接触者に対してPCR検査等を速やかに実施する。また検査の結果陰性であっても感染を完全には否定できないので、症状が続く間は研修の参加見合わせ等の協力を求めることとする。
- (5) 抗原定性検査キットの使用に当たっては、①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、及び②国が承認した抗原定性検査キットを用いることとする。
- (6) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させる。
- (7) ユニフォームをこまめに洗濯するよう努める。
- (8) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮を行う。
- (9) 研修会を開催するなどにより、別添の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高める。

17 研修に伴う宿泊施設の対応

(1) 日頃留意すべき事項

ア 感染経路の把握に必要な場合があるため、研修生履歴表や研修生一覧等への正確な記載を励行し、研修生の状況把握に努める。

イ 研修生に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱などの体調に異変が生じた場合は必ず施設側に申し出るよう周知する。

ウ 研修生から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意した上で貸与するなど、研修生の健康管理に積極的に協力する。

エ 日頃から、職員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図る。

オ 客室の換気については、定期的に空気の入替えを行い、こまめな換気に努めるよう研修生に周知する。

カ 洗面所に、手指を消毒するアルコール消毒液を設置の上、貼り紙等で利用を促すほか、トイレのドアノブ・トイレトペーパーホルダー、水栓レバー・便座、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなどを適宜消毒する。

また、委託業者の職員による館内清掃・消毒の際は、マスク及び手袋を着用し、終了後は手洗いを徹底する。

キ 客室内の備品類等(ドアノブ、テレビや空調のリモコン、電話、椅子・テーブル、スイッチ、筆記用具、室内に備え付けの館内案内などを適宜消毒するほか、研修生自身がいつでも消毒できるよう館内に消毒液を配置する。

ク 滞在中、発熱など体調に異変が生じた場合は、直ちに関係者まで申し出るほか、「手洗い」を励行するよう、感染予防のための貼り紙等を掲示する。

ケ 更衣室は、ドアノブ等複数の人の手が触れる場所を適宜消毒するほか、定期的なロッカーの消毒を行う。

コ 浴室内は、備品等の消毒、浴室内の換気強化、浴室内における対人距離の確保や会話を控えることを要請するほか、浴室内等に貼り紙等を掲示する。

(2) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる研修生が発生した場合

ア 研修生から、発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合は、研修生の同意を得た上で、速やかに医師の診察を受けさせる。

イ 感染が疑われる研修生に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、食堂等の利用を控え、他の研修生と接触しないよう個室での待機を依頼する。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる研修生には、マスク着用を求める。

ウ 感染が疑われる研修生に対応する職員の数を極力制限して対応する。

感染が疑われる研修生に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる研修生から離れた場合は、手洗いを確実にを行う。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄する。

エ 施設の消毒は、感染が疑われる研修生が利用した区域(客室、食堂、エレベータ、廊下等)のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に実施する。

18 対策の改訂

この対策は、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととする。

19 附則

- (1) この対策は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) この対策は、令和5年5月8日に廃止する。